

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
規制の名称	都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課・住宅局市街地建築課
評価実施時期	平成30年3月29日
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価後も、大規模な地震に備えて備蓄倉庫等を整備することの重要性に変わりはない。また、当該規制緩和が行われなかった場合、備蓄倉庫等の整備にあたって容積率緩和を受けるためには、建築審査会の同意を経た特定行政庁の許可が必要であるため、建築審査会を開催するための一定の期間を要するというベースラインにも変化は生じていない。したがって、現在も、簡易な手続きにより、容積率を緩和し、備蓄倉庫等の整備を促進する必要があることから、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時は遵守費用として建築主による当該容積率特例のための認定申請に要する費用が想定されていたが、事後評価の時点で当該制度に係る申請は行われていないため、遵守費用は未だ発生していない。
(行政費用)	事前評価時は行政費用として当該容積率特例のための認定に関する事務に関する費用が想定されていたが、事後評価の時点で当該制度に係る申請は行われていないため、行政費用は未だ発生していない。
(効果)	事前評価時は備蓄倉庫等より迅速な整備と、それによる大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を効果として見込んでいたが、事後評価の時点で当該制度に係る申請は行われていないため、効果は未だ発現していない。
(便益(金銭価値化))	当該規制緩和の導入による効果が未だ発現していないため、便益についても同様に発現していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	現時点では当該規制緩和の効果が発現していないため、副次的な影響及び波及的な影響も見受けられない。
考察	現時点では、当該規制緩和による費用及び効果(便益)はいずれも発生していない。 一方、当該規制緩和の適用の対象となるのは都市再生緊急整備地域の協議会が策定する都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等であるが、平成24年の当該規制緩和の導入から平成29年8月2日時点までの約5年間で策定された都市再生安全確保計画は17件であり、今後も更なる計画の策定が見込まれること、また現在策定されている計画の中にも今後の備蓄倉庫等の整備について記載があるものもあることから、当該規制緩和は今後活用されることが見込まれる。 以上より、当該規制緩和については、存置することが適当である。
備考	